

公短協

●公短協では、「公短協ホームページ」を通じて関係者の皆さまに情報をお知らせしていますが、平成19年1月からそれを補完するものとして「ニューズレター」をできれば2~3ヶ月に1回くらい発行することにしました。

●当ニューズレターの記事に関する資料のうちインターネット上で公表されているものについては、ホームページアドレスをご案内しますので、そちらをご利用願います。

I. 公短協ニュース

1. 第35回公立短期大学幹部研修を開催 (29.1.27)

○平成29年1月27日(金)、日本消防会館(港区虎ノ門2丁目)「会議室」(1階)において学長(副学長等を含む。)、事務局長等20名が出席して「第35回幹部研修会」を開催。午前10時、東福寺会長の挨拶の後、君塚剛大学振興課長補佐による文科省挨拶及び講演「短期大学を巡る文教施策について」が行われ、大学を巡る現状と大学改革全体の方向性及び動向(高大接続・大学教育改革・大学職員の資質能力向上など)について、更に今後の高等教育機関の在り方や学生の教育費負担の軽減等についての施策説明があり、熱心な質疑・意見交換が行われた。

○次いで、中教審大学分科会の“早急に取り組むべき論点整理”「実践的職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」について塩原誠志主任大学改革官による検討状況説明があり、質疑・意見交換が活潑に行われた。とりわけ分野・規模等が明示のない所謂「専門職大学」「専門職短期大学」制度の設計(案)については、名称をはじめ位置づけ、現行制度との違い等について明確さを欠き、疑義・問題点が残された。

○午後からの文科省担当課長等による講演(13:00~15:40)は、当面する主要課題及び施策について周到な資料により簡明に行われ、熱心な質疑応答が行われた。

(1) 里見朋香生涯学習政策局政策課長による「教育改革の動向について~中教審及び教育再生実行会議における審議状況と施策展開~」では、社会の変化(新たな知見紹介を含む。)と教育改革の基本的な考え方、施策の方向性などについて、

(2) 井上諭一学生・留学生課長による「学生支援」では、障害のある学生支援、育英奨学金制度の充実(無利子奨学金制度の拡充・奨学金給付制度の創設等)、就職支援について、

(3) 神代浩科学技術・学術総括官による「我が国の科学技術・学術の振興」では、第5期科学技術基本計画の着実な実施に向けた施策の展開と公立短大への期待などについて、

(4) 石田雄三学術研究助成課企画室長による「科学研究費改革」では、50年振りの科研費制度の抜本改革について、

○「意見交換会(その1)」(15.40~17:00)は、田邊宏行会長校事務局長(三重短期大学)の進行

で進められ、(i) 第 66 回 (秋季) 通常総会の報告及び現在進めている広報委員会の検討状況等について説明があり協議等が行われた。次いで (ii) 会員校からの提案協議題 (3 件) について、各校の事例報告等をもとに質疑と熱心な意見交換・協議が行われた。

<提案協議題>①高大連携について (三重)、②秋季総会を公立短大 PR イベントとして開催することについて (倉敷)、③各短大における事務組織・事務職員の配置状況 (大分)、

○「意見交換会 (その 2)」(進行: 田邊事務局長) は、神代総括官、里見課長、塩原主任大学改革官を迎えて虎ノ門電気ビル B1「レストラン立山」においてで和やかに行われた。

(参加者名簿)

短期大学名	職名	氏名	意見交換会 その 2	備考
岩手県立大学宮古短期大学部	事務局長	瀧澤 信一	○	
岩手県立大学盛岡短期大学部	副学長 兼事務局長	遠藤 達雄	○	
〃	教授	千葉 啓子	×	
山形県立米沢女子短期大学	学生部長	菌部 寿樹	×	
〃	事務局長	井上 元治	×	
会津大学短期大学部	事務室長	先崎浩太郎	×	
川崎市立看護短期大学	事務局長	田中 穂積	×	
大月短期大学	学長	村上 哲也	○	
長野県短期大学	事務局長	石黒 眞一	×	
岐阜市立女子短期大学	事務局次長 兼総務管理課長	青柳喜一郎	×	
静岡県立大学短期大学部	事務部長	松下 玉毅	×	
〃	総務室長補佐	榛葉 卓久	×	
三重短期大学	学長	東福寺一郎	○	
〃	事務局長	田邊 宏行	○	
島根県立大学短期大学部	事務室長	柴田 政樹	×	
倉敷市立短期大学	事務局長	峰尾 実穂	○	
新見公立短期大学	学務課長	山本 里香	○	
大分県立芸術文化短期大学	事務局長	久々宮司朗	×	
鹿児島県立短期大学	学生部次長 兼学生課長	宮本 泰宏	○	
全国公立短期大学協会	事務局長	永井 隆夫	○	
計		20名	9名	

(参加校 15 校)

2. 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の（「専門職大学」等）の制度設計について 意見表明」の提出（29.2.2・公短大協第 63 号）、（29.2.6・学長に通知）

本件に関し、平成 28 年 12 月 9 日開催の文科省との意見交換会（注）、及び平成 29 年 1 月 27 日開催の第 35 回公立短学協会幹部研修会における説明・質疑及び意見交換を通して検討の結果、会長から高等教育局長宛に別紙「意見表明」（平成 29 年 2 月 2 日付け・公短大協第 63 号）を提出した。

（別紙）

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（「専門職大学」等）の制度設計について 意見表明」

平成 29 年 1 月 13 日付で、標記制度設計についての資料を送付していただき、ありがとうございました。すでにこの件については、当協会としては、ヒアリング等を通して意見表明をしておりましたが、今回の資料に関して改めて意見を申し述べる次第です。

過日の文科省におけるヒアリングでは、全国公立短期大学協会と公立短期大学の現況の説明後、「審議経過報告」に対する各章への意見を述べた上で、全体を通して、以下のような意見を述べました。

「今回の制度改革案は、我が国の高等教育機関の性格を大きく変える可能性があるにも関わらず、結論を急ぎすぎているように思われる。現行制度（大学・短期大学）の中でも、キャリア教育、職業教育が重視されてきており、その成果の検証をすることなく、新たな高等教育機関を作る必要があるのか疑問である。現行の大学・短期大学設置基準はかなりの程度柔軟になっており、その枠内で、今回の報告書に記されている実践的職業教育も可能なのではないか。実際、現在でもかなりのウェイトをもって職業教育に特化している大学・短期大学が存在しており、現行制度内に新たに職業教育を中心に据えた教育機関が参入した方が、現在の大学・短期大学の活性化につながるとも考えられる。今回の制度改革については、質の高い実践的職業教育を謳いつつも、実質は「設置基準緩和」による新しい教育機関制度の設立をめざすのであれば、我が国の大学の質の低下につながる可能性がある。そのため、高等教育機関としての質を確保しながら、有為な人材を地域に送り出してきた公立短期大学としては、制度の創設自体に疑問を抱かざるをえない。新たな高等教育機関の創設を認めるとしても、あくまで現行の大学や短大の設置基準を維持することが大切である。また、分野別の検討も不可欠であり、たとえば、医療専門職に関しては、単に、「社会・経済の変化に伴う人材需要に即した・・・」ではなく、日本の医療をどうしていくのかなどを含め、医療専門家養成に向け、より多角的・多様な議論の上で、合意し、進めていくべきである。」

その上で、あえて、制度創設を前提とした場合に留意していただきたい事項として、（1）新たな高等教育機関の名称、（2）学位授与機関としての国際通用性、（3）設置基準の具体的内容、（4）企業等との関係性、（5）質保証のしくみについての意見表明を行いました。

今回ご連絡いただいた制度設計の概要については、まず、1. 法律で定める主な事項（案）では、新たな高等教育機関名が「専門職大学」「専門職短期大学」とされています。前回のヒアリングにおいても、名称の重要性については意見表明しておりますが、本協会としては、そのスタンスは変わりありません。すなわち、新たな教育機関の名称は大変重要であり、現行の大学、短期大学とは異なる実学重視の新しい高等教育機関であることが、一般に対しても高校生に対してもわかる名称でなければならないと考えます。これは現行の大学、短期大学にとっても新たな高等教育機関にとっても必要なことです。対象となる高校生を含め、人はまず入り口で特徴や相違を判断するのであり、この場合の入り口は名称であり、その上で、中身を見ることに進みます。新しい高等教育機関の名称が現行の大学、短期大学と明瞭に区別できるものでなければ、新しい教育機関設立の趣旨に反すると考えます。この観点から、「専門職大学・専門職短期大学」は、現行の大学・短期大学と紛らわしいので絶対に避けるべきであると考えます。新たな高等教育機関は、「実践的な職業教育」を行うという趣旨を充分勘案したうえで、名称についての再考を要望いたします。そのうえで、「目的」についての表現の修正、「学位」については、大学における学位、短期大学における短期大学士と区別がつく「学位」の名称を明示していただくよう要望いたします。

2. 設置基準等で定める主な事項についてはイメージ案と記されており、具体的な内容が不明ですが、この内容についても、事前に明らかにしていただくよう、要望いたします。過日のヒアリングにおける意見と同様ですが、施設・設備要件、教員要件については、学位授与機関とするのであれば、現行の大学・短期大学の設置基準と同等なものとするべきで、設置基準のダブルスタンダード化は避けるべきです。また、「同等」ではあるが、教育内容の違いから異なる基準を設ける場合には、その違いを明確にしていきたいと考えます。特に、実務家教員の位置づけや評価、教育内容における実習の位置づけ、インターンシップの単位認定などについては、慎重に協議の上、決定していただくよう要望いたします。「みなし専任教員」は実質的には非常勤講師の仕事をするようになるので、安易に認めるべきではないとの考えは変わっておりません。

是非、現行の大学・短期大学と明確に区別をつけた上で、質の高い新たな高等教育機関としての制度設計をしていただきますよう、お願いいたします。

以 上

（注）～新たな高等教育機関の法制化～文科省と公短協会長等との意見交換会の開催
(29.2.20・第35回幹部研修会配布)

平成28年12月9日（金）（15:00～18:00）、日本消防会館（5階）「第3会議室」において、「新たな高等教育機関の在り方について ～設置基準等を中心に～」について文科省の説明と意見交換会が行われた。

意見交換会は、3時間に亘り文科省説明等に対する質疑応答を中心に熱心な意見交換が行われた。

○出席者：

文科省；大臣官房文部科学戦略官永山賀久氏、主任大学改革官塩原誠志氏、
大学振興課課長補佐君塚剛氏

公短協；東福寺一郎会長（三重短期大学学長）、鈴木道子副会長（山形県立米沢女子短期
大学学長）、村上哲也理事（大月短期大学学長）、美田誠二監事（川崎市立看護
短期大学学長）、鈴木厚人理事代理（岩手県立大学宮古短期大学部・盛岡短期大
学部学長）、永井隆夫事務局長、

○文科省説明等資料（当日持参）；

- ・平成28年5月30日・中教審答申「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制
度化のポイント」
- ・平成28年5月30日・中教審答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による
課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」、「第一部
社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな
高等教育機関の制度化について」（抜粋）

○（参考）公短協サイドの手持ち資料；

- ア．経緯関係資料
- イ．公短協からの意見提出（28.4.8）
- ウ．大学分科会（第130回）資料「今後の高等教育施策の在り方について」
- エ．第66回（春季）通常総会への鈴木副会長報告資料（抄）
- オ．学校教育法、大学及び短期大学設置基準

3. 事務所移転について（29.2.16）

平成29年2月16日（木）（14:00～14:40）、郵政福祉虎ノ門第一ビル「一般財団法人
郵政福祉 東京地方本部内会議室」（6F）において第2回説明会が開催される。

資料「虎ノ門一地・二町目地区再開発事業に伴う今後の協議スケジュール（平成29年2月）」
に基づき再開発事業に伴う今後の協議スケジュールについて説明があり、今後は各テナント
の意見を聞きながら本スケジュールを進めていく予定の由。

（説明者）：

コンサルト会社（ユー・エー・コンサルト）、森ビル、郵政福祉

（説明の概要）

・平成29年3月～4月で都市計画提案を取り纏め、11月には都市計画決定を見たい。
法的（正式）には、平成30年5月の組合設立認可後ということになる。現在の準備委員
会が組合設立認可により法人格を得た上で正式に対応するということになるが、東京都の
了解を得て11月の都市計画決定を踏まえて、各テナントとの事実上の保証協議等を進め
たい。なお、その際は、11月以降に保証金の支払いを含めた対応も考えている。（財源は、
各地権者の拠出する資金をもって充てることとなる。保証金の内容としては、「移転に要す

る所要経費」が対象になる。)

- ・明け渡しの期限は、平成30年9月末とする。
- ・概算補償額の提示については、平成28年度に入ったら各テナントの事情を聞きながら相談をし、提示にもって行きたい。また、テナントの移転先については、テナントの意向を踏まえつつ、早期に提示できるようにしたい。各団体においては移転に伴う新たな予算措置の必要が生じることは十分承知しているので、協力していきたい。

4. 平成28年度第5回正・副会長会議を開催 (29.2.20・郵政福祉第2ビル会議室)

1、平成29年2月20日(月)(13:00~16:00)郵政福祉虎の門第2ビル「会議室」(1階)において開催。東福寺会長、鈴木・時野谷両副会長及び永井公短協事務局長が出席。会長挨拶、日程及び配布資料説明の後、資料1~8に基づき報告事項の説明があり、了承。次いで、協議事項(資料11~15)について協議、一部引き続き検討を加えて次回理事会に諮ることとした。なお、共通広報パンフレットの作成及びホームページのリニューアルについては、村上ワーキング部会長の下で検討作業を行い、既定のスケジュールに則り次年度における学生募集活動等に間に合わせを確認した。

2、議事終了後(15:00~16:00)、牛尾則文文部科学戦略官、角田喜彦大学振興課長、齋藤正信大学振興課短期大学主任による学校教育法の一部を改正する法律案の概要(実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関(「専門職大学」等)の制度化について)及び現時点における検討状況等について説明があり、質疑・意見交換・要望が行われた。

<配布資料>

(報告事項)

- 1-1. 「公短協ニュース」(Vol.46・29.1.17発行)、-2. 第66回(秋季)総会以降のニュース
- 3. 発信文書一覧(28.11.1~29.2.10)、 2. 第35回幹部研修会報告(29.1.27)
3. 「大学ポートレート運営会議に係る実務者協力者会議(第12回)」(29.2.2)、(29.2.9)
4. 「インターンシップの推進等に関する調査協力者会議(第3回)」(29.2.2)
5. 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育の制度設計について 意見表明」(公短大協第63号・29.2.2)
6. 事務所移転について(29.2.16・第2回説明会)
7. 審議会等の審議動向等；1)中教審、科学技術・学術審議会、「第3期教育振興基本計画の策定に向けた意見募集について」(29.2.10・生涯局)、2)地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議の開催(29.2.6・内閣府まち・ひと・しごと創生本部))
8. 公立短大の学生納付金推移調(昭和45年度~平成28年度)(更新版・29.2)

(協議事項)

11. 平成28年度第4回理事会の開催(29.3.29)について
- 1) 第67回(春季)通常総会の開催及び審議事項等運営について、2) 平成28年度収支状況(平成29年1月31日現在)(※平成28年度決算見直し)、3) 会員の動向(29.4予定)、4) 学長等の任期(予定)、5) - (1)「公立短期大学事務局長の表彰」(改定案)、- (2) 平成28年度功労者表彰(案)

1 2. 広報活動の推進；HP リニューアル構成（案）、共通広報パンフレット（原稿）

1 3. 事務局員の給与改訂等について、

1 4. 平成29年4月以降の事務局の勤務体制・処遇について（検討案）、

1 5. その他 ○公短協会則等規程、 ○当面の会議日程（予定）

（文科省資料）

・学校教育法の一部を改正する法律案の概要

・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（「専門職大学」等）の制度設計について

5. 大学ポートレート運営会議(第6回) (29.2.27)

大学ポートレート運営会議(第6回)が平成28年2月27日・10:00～12:00、学術情報センターで開催、村上委員（大月短期大学学長）が出席。

大学ポートレートステークホルダー・ボードの意見紹介及び説明があり、次いで大学ポートレートウェブサイトのモバイル対応（案）、一覧機能の追加（案）等について検討の結果、原案どおり了承、実施することとされた。なお、これらの事業の実施に伴って新たな経費負担増は無い（確認）。

（※関係資料は、村上運営委員より29.3.3付け公短協事務連絡で各大学宛に送付。）

6. 「平成29年度学長、授業料等に関する調査」(公短大協第68号)、及び「会則による短期大学を代表する者の届出」(公短大協第67号)を発出 (29.2.15)

平成29年2月15日付けで公短協事務局長より各大学事務長宛に通知を発出。提出期限；各4月3日（月）【必着】E-mailによる。なお、平成24年度から調査事務合理化により、文科省が毎年実施の「学長、授業料等に関する調査」と重複する項目データは、公短協でまとめ一括して文科省に伝達してきています。また、本調査に係る連絡先の変更については、緊急連絡にも使用するため、適時に連絡願います。

7. 平成29年度地方財政措置に係る公立大学分の単位費用等について (29.3)

平成29年2月9日、総務省が第193回国会（常会）提出法案「地方交付税法等の一部を改正する法律案」によれば、「大学の学生の数」に係る単位費用は、平成28年度と同額の「一人につき212,000円」となっている。（別表第一「都道府県、三 教育費、5 その他の教育費」）

8. 文科省根橋高等教育政策室補佐及び齊藤大学振興課短大主任来訪、中教審諮問事項について説明 (29.3.7)

3月7日（火）午前10時、根橋広樹高等教育政策室補佐及び齊藤正信大学振興課短大主任が来訪、昨日の中教審総会（第111回）で諮問のあった「我が国の高等教育の将来構想について」の趣旨、背景、審議の進め方等について説明があった。永井事務局長が対応。

9. 文科省等関係機関の人事異動等について

(1月12日付)

辞職	吉川 晃 (筑波大学理事・副学長)
辞職	竹下 典行 (名大理事・事務局長)
筑波大学理事・副学長	石野 利和 (放送大学学園理事)
名大理事・事務局長	磯貝 桂介 (文化庁長官官房審議官)

(1月13日付)

高等局医学教育課長	森 孝之 (著作権課長)
科政局企画評価課長	松岡 謙二 (振興局研究振興戦略官)
科政局研究開発基盤課長	村上 尚久 (たかひさ) (科政局企画評価課長)
振興局学術機関課長	寺門 茂真 (しげちか) (高等局医学教育課長)
文化庁著作権課長	水田 功 (長官官房付)
内閣府	
知的財産戦略推進事務局参事官	岸本 織江 (文化庁国語課長)

(1月20日付)

辞職	前川 喜平 (文部科学事務次官)
文部科学事務次官	戸谷 一夫 (文部科学審議官)
大臣官房人事課長	千原 由幸 (官房参事官)
大臣官房付	豊岡 宏規 (大臣官房人事課長)
大臣官房付	藤原 章夫 (大臣官房付教育再生実行会議担当室長)
大臣官房審議官 (初中局担当・教育再生実行会議担当室長)	
	瀧本 寛 (大臣官房審議官 (初中局担当))

(1月23日付)

専門教育課専門職大学院室長	大月 光康 (官房会計課副長)
大臣官房会計課専門官	助川 隆 (生涯振興課民間教育事業振興室長)
生涯学習振興課専門官	伊佐敷真孝 (生涯政策課専門官 (併) 高等教育企画課)

(2月1日付)

大臣官房参事官	池田 貴城 (たかくに) 日本スポーツ振興センター理事
大臣官房企画官	三木 忠一 (文化庁政策課企画調整官)
国際統括官付国際戦略企画官	小林 洋介 (官房付・官房国際戦略企画室長)
教科書課長	梶山 正司 (主任視学官)
文化庁政策課企画調整官	高田 行紀 (官房付)
内閣府政策統括官付参事官	笹井 弘之 (官房付)
日本スポーツ振興センター理事	望月 禎 (ただし) (教科書課長)

(2月10日付)

大臣官房付	佐藤 弘毅 (教育課程研究センター研究開発部長)
-------	--------------------------

教育課程研究センター研究開発部長 加藤 弘樹（内閣官房まちひとしごと創生本部事務局参事官）

（2月13日付）

大臣官房付 山下 恭徳（教職員課教員免許企画室長）
文化庁国語課長 西田 憲史（内閣参事官教育再生実行会議室参事官）

○「再就職等問題調査班」及び「再就職等問題担当室」を設置（29.1.23）

- ・問題調査班構成：班長・中川政策評価審議官、副班長・串田官房総務課長、調査班員・松坂官房参事官ほか政策評価審議官が指名する者、特別班員（有識者）
- ・再就職等問題担当室構成：室長・中川政策評価審議官、室長代理・串田官房総務課長及び松坂官房参事官、その他中川政策評価審議官が指名する者、

II. 関係機関等ニュース

○関係法令等の改正等

<法律>

◎平成29年2月8日付け官報（第6953号）

- ・地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第1号）

施行期日：公布の日から施行

<政省令>

◎平成29年2月14日付け官報（第6957号）

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条第3号の就学が困難である状況を定める省令（文科省令第2号）

施行期日：法の施行の日（平成29年2月14日）から施行

◎平成29年2月15日付け官報（第6958号）

- ・行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（政令第18号）

施行期日：法律の施行期日は、平成29年5月30日とする。

- ・行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第19号）

施行期日：整備法の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

◎平成29年2月17日付け官報（第6960号）

- ・教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第22号）

施行期日：平成29年4月1日から施行（一部は、平成30年4月1日から施行）

◎平成29年2月28日付け官報（号外第39号）

- ・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行に伴い、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文科省・厚労省告示第3号）の一部を改正する件（文科省・厚労省告示第1号）

施行期日：個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。ただし、附則で定める一部は、公布の日から施行する。

- ・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行に伴い、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成22年文科省・厚労省告示第2号）の一部を改正する件（文科省・厚労省告示第2号）

施行期日：個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

- ・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行に伴い、ヒトゲノム・遺伝子会席研究に関する倫理指針（平成25年文科省・厚労省・経産省告示第1号）の一部を改正する件（平成29年文科省・厚労省・経産省告示第1号）

施行期日：個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。ただし、附則で定める一部は、公布の日から施行する。

○文科省

- ・私立大学等振興に関する検討会議（第11回）（29.1.25）
 - ・私立大学等の財政基盤のあり方について 等

- ・障害のある学生の就学支援に関する検討会（第9回）（29.1.30）
- ・インターンシップ推進に関する調査協力者会議（29.2.2）
 - ・第2次まとめ（案）
- ・インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議（第3回）（29.2.2）
 - ・インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議「議論の取り纏め（骨子案）」及びインターンシップの推進方策（案）

○日本学術会議

- ・会長談話；「科学者の交流の自由と科学技術の発展について」（29.2.16）
- ・提言；
 - ・「第23期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2017）」を公表いたしました。（平成29年2月8日）
 - ・「高等学校新設科目「公共」にむけて一政治学からの提言一」（平成29年2月3日）
 - ・「神宮外苑の歴史を踏まえた新国立競技場整備への提言—大地に根ざした「本物の杜」の実現のために」を公表いたしました。（平成29年2月3日）

Ⅲ、審議会等情報

※公短協では、審議会における審議状況等について「高等教育に関する中教審における審議状況等資料の送付について」等により情報提供をしております。これらに関するお問い合わせや関係資料の要求は、直接、公短協事務局に連絡願います。

※その他教育に関連情報についても、幅広く、引き続き「高等教育情報等の提供」により提供に努めますが、内容や提供方法などに関するご意見・要望を、公短協事務局までお寄せ下さい。

○教育再生実行会議

- ・「学校・家庭・地域の役割分担と教育力の充実に関する討議」（28.12.5～）

○地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議（内閣府：まち・ひと・しごと創生本部）

- ・第1回有識者会議（29.2.6）； 論点案説明
- ・第2回有識者会議（29.2.16）； ヒアリング（大学関係団体、地方自治体関係団体）
- ・第3回有識者会議（29.3.2）； ヒアリング（経済団体等）、有識者意見発表

※5月中旬（第6回）；中間報告書案 討議・とりまとめの予定

○中央教育審議会

- （1）総会（第110回）（29.2.3）；
 - ・第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方
 - ※第3期教育振興基本計画の策定に向けた意見募集について（29.2.4）

- ・「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」（29.2.3）
- ・第8期中央教育審議会の主な答申、報告について
- （2）第9期中教審委員30名発令（29.2.14 付け）
- （3）総会（第111回）（29.3.6）；
 - ・第9期中央教育審議会・会長の選任等について・運営規則等の制定について等
 - ・教育振興基本計画部会の設置について
 - ・我が国の高等教育に関する将来構想について（諮問）（別紙）
- （4）中教審大学分科会（第133回）（29.1.25）；
 - ・大学の事務職員等の在り方について
 - ・今後の高等教育機関の役割・機能の強化に関する作業チーム 論点整理
 - ・大学等奨学金事業の充実～平成29年度予算案及び文科省給付型奨学金制度検討チームのまとめ～

○科学技術・学術審議会

- （1）科学技術・学術審議会総会（第56回）（29.1.30）；
 - ・各分科会等における審議状況
- （2）学術分科会（第65回）（29.1.17）；
 - ・科研費改革について；①科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について（28.12.20）、②科研費助成事業の審査システム改革について（29.1.17）、③科研費改革の実施方針（改定案）ほか
 - ・第5期科学技術基本計画」及び「学術研究の総合的な推進方策について」
- （3）総合政策特別部会（第17回）（29.1.25）；
- （4）第9期科学技術・学術審議会委員 30名発令（29.2.14 付け）

編集後記

●平成29年明けの通常国会は、国有地払い下げや国家公務員法違反などを巡る論戦に明け暮れている。これらとは関係はないと思うがグリーンカード（先輩証）が本年度限りで廃止される由、文科省が育んできた文化の一つが無くなるようで残念、●高等教育を巡る今後の審議は、第九次中央教育審議会に引き継がれ、3月6日開催の第111回総会において約10年ぶりに「我が国の高等教育に関する将来構想について」の諮問があった。内閣府のまち・ひと・しごと創生本部等での議論を超えた審議を期待したい。●依然として我が国の大学を巡る環境は厳しいが、短大の良さや魅力を更に伸長させる絶好の時期であるとも言える。大学を巣立っていく学生諸君の大いなる活躍に期待！！

●再開発事業により、ここ虎ノ門二丁目の事務所は30年9月末までには明け渡しをすることとなる。元赤坂からの移転時のことが思い起される。今後とも各位のご理解と支援を宜しく願いいたします（Nagai）

(別紙)

28文科高第1030号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

我が国の高等教育に関する将来構想について

平成29年3月6日

文部科学大臣 松野博一

(理 由)

我が国社会のあらゆる側面において、かつて経験したことのないスピードで大きな変化が進行しています。例えば、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能等を活用する「第4次産業革命」は、既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性があることが指摘されています。

また、我が国の高等教育機関への主たる進学者である18歳人口の推移を見ると、2005年に約137万人であったものが、2016年には約119万人にまで減少しています。今後18歳人口は2030年には約100万人にまで減少し、さらに2040年には現在のおよそ3分の2に当たる約80万人となるという推計もあります。

このような経済社会の変化やグローバル化の急速な進展、本格的な人口減少社会の到来の中で、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献していくためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められます。とりわけ、今後の人材育成においては、新たな知識・技能を習得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要となっています。このことを通じて、自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていかなければなりません。

このような要請に応え、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるようにするためには、各機関の役割や機能の強化と、教育研究の質の一層の向上が必要です。また、人口減少社会において一人一人が変化に対応する力を身に付け、より高い能力を発揮することができるよう、高等教育の機会の確保を図っていくことも重要です。さらにこれらを実現するための財政支援の方策についても検討する必要があります。

中央教育審議会では、2005年(平成17年)の答申「我が国の高等教育の将来像」(以下「将来像答申」という。)において、2015年から2020年頃までに想定される高等教育の将来像を提示していただきました。その中では、高等教育政策の在り方について、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と誘導」の時代への移行という大きな方向性が示されるとともに、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校の学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開すること、個々の学校が個性・特色を一層明確にすることなどが求められています。あわせて、高等教育の質の保証の仕組みとして、事前・事後の評価の適切な役割分担と協

調を確保すべきことが提言されています。

文部科学省では、将来像答申を踏まえ、これまで様々な施策を講じてきました。その中で、多様な機関から様々な内容の高等教育が提供されるとともに、進学率が高まり、学ぶ機会の充実が着実に図られてきました。一方で、教育の質保証については、各機関においてその充実に向けた取組が進められつつあるものの、いまだ多くの課題が指摘されています。

こうした状況も踏まえ、これまでの取組の成果と課題について検証するとともに、先に述べたような社会的、経済的な様々な変化、初等中等教育における学習指導要領の改訂や高大接続改革の動向、さらには地方創生や働き方改革といった政府全体の取組など高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて、これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行うことが必要と考えます。

以上のような問題意識の下、中長期観点から、概ね 2040 年頃の社会を見据えて、目指すべき高等教育の在り方やそれを実現するための制度改正の方向性などの高等教育の将来構想について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一は、各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策についてであります。

第 8 期の中央教育審議会大学分科会においてまとめられた「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」の中で、各高等教育機関の今後の機能強化の方向性とその実現のために検討すべき事項が示されています。この論点整理を踏まえ、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの機能の強化に向けて、教育課程や教育方法の改善、学修に関する評価の厳格化、社会人学生の受入れ、他の機関と連携した教育の高度化などの様々な観点から、早急に取り組むべき具体的施策や制度改正について検討をお願いします。

第二は、変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方についてであります。

我が国の大学政策については、現在、学部・学科や研究科といった組織に着目した在り方を中心に構成されていますが、学問の進展や社会の変化に対応した教育や学生本位の視点に立った学修の実現していくためには、学位を与える課程（「学位プログラム」）に着目した在り方をより重視していく必要があるとの指摘がかねてからなされています。こうした「学位プログラム」の位置付け

や学生と教員の比率の改善，ICT の効果的な利活用など，学修の質を向上させるための課題について，設置基準，設置審査，認証評価，情報公開の在り方を含めた総合的かつ抜本的な検討をお願いします。検討に当たっては，大学設置・学校法人審議会における審議や認証評価機関における取組との連携の確保にも御留意くださるようお願いいたします。

また，グローバル化や第4次産業革命が進む中での学位等の国際的な通用性の確保，高等教育機関の国際展開，外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の促進，地域の産業界等との連携による人材育成，社会に出た者が何度でも学び直せる環境の整備，高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上，効果的な運営のための高等教育機関間の連携などの在り方についても検討をお願いします。

第三に，今後の高等教育全体の規模も視野に入れた，地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方についてであります。

前述のように，2016年の我が国の18歳人口は，2005年と比較して大きく減少しています。その間，高等教育機関全体としての数や入学者数は減少する一方，四年制大学の数は，726校から777校へと増加しており，入学者数も約60.4万人から約61.8万人に増加しています。また，2014年の我が国の大学学士課程への進学率は49%であり，OECD平均の59%と比べると低いという評価もできる一方，専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は80%であり，OECD平均68%を上回っています。

さらに，我が国では，他のOECD諸国と比べて，学生に占める留学生や社会人学生の割合が低いという状況もあります。また，地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力（ある地域に所在する高等学校卒業者で高等教育機関に進学する人数に対する当該地域に所在する高等教育機関の入学定員の比率）が異なるとともに，少子化の中で，地方の私立大学ほど厳しい経営状況に陥る傾向にあるなど，地域によって高等教育の置かれている状況も異なっています。

こうした状況等も踏まえ，今後の高等教育の構造の在り方について考える必要があります。特に，各機関の使命や社会のニーズを真に踏まえた高等教育の実現に向け，今後の高等教育全体の規模も視野に入れながら，既存の学部・学科等の構成や教育課程の見直しを促進するための方策はもとより，高等教育機関間，更には高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化に関する方策も含め，地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革の在り方について検討をお願いします。

その際，分野別・産業別の人材育成の需要の状況についても十分に考慮するとともに，国公私の設置者別の役割分担の在り方や国公私の設置者の枠を超え

た連携・統合等の可能性なども念頭に置きつつ御検討くださいますようお願いいたします。

第四に、高等教育の改革を支える支援方策の在り方についてであります。

厳しい財政状況の中、各機関においては、十分な人件費や研究費の確保が困難となり、教育研究活動に大きな影響を与えかねない問題が生じているとの指摘があります。第一から第三までの検討事項も踏まえ、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、透明性の確保の観点も踏まえた配分の在り方等について検討をお願いします。

その際、学ぶ機会の保障のため、学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方に関してもあわせて検討をお願いします。

なお、2016年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」においては、地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、本年夏を目途に方向性をとりまとめることとされています。今回の諮問事項について御審議いただくに当たっては、この点についてもあわせて御検討くださるようお願いいたします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、高等教育に関する将来構想に関し、必要な事項について検討をお願いします。

我が国の高等教育に関する将来構想について(諮問)(平成29年3月6日)【概要】

1. 高等教育の将来構想を検討する必要性

社会経済の大きな変化

- ・「第4次産業革命」は既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性
- ・本格的な人口減少社会の到来により、高等教育機関への主たる進学者である18歳人口も大きく減少
(2005年:約137万人 → 2016年:約119万人 → 2030年:約100万人 → 2040年:約80万人)

高等教育機関の果たすべき役割

- ・今後、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展、人類社会の調和ある発展のためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たす必要
- ・その際、新たな知識・技能を習得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を養成することが特に重要
- ・自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていくことが必要

高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、これまでの政策の成果と課題について検証するとともに、高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて、これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行う

2. 主な検討事項

① 各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策

- 第8期中央教育審議会大学分科会における「論点整理」を踏まえ、以下のような事項を中心に検討
 - ・教育課程や教育方法の改善
 - ・学修に関する評価の厳格化
 - ・社会人学生の受入れ
 - ・他機関と連携した教育の高度化

② 変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方

- ・「学位プログラム」の位置付け、学生と教員の比率の改善などについて、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め総合的、抜本的に検討
- ・学位等の国際的な通用性の確保、外国人留学生の受入れ・日本人学生の海外留学の促進、効果的な運営のための高等教育機関間の連携

③ 今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方

- ・今後の高等教育全体の規模も視野に入つつ、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革について検討(例えば、高等教育機関間、高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化など)
- ・分野別・産業別の人材育成の需要の状況を十分に考慮するとともに、国公私立の役割分担の在り方や設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に検討

④ 高等教育の改革を支える支援方策

- ・①～③を踏まえた、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、その配分の在り方の検討
- ・学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方の検討

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」に盛り込まれている地方大学の振興等の在り方にも留意しながら検討